

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (第21号) 903
- ◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第22号) 903
- ◇川崎市市税条例の一部を改正する条例 (第23号) 904
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第24号) 905
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第25号) 905
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 (第26号) 905
- ◇川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 (第27号) 907
- ◇川崎市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例 (第28号) 909
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第29号) 909
- ◇川崎市住宅基本条例の一部を改正する条例 (第30号) 934
- ◇川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例 (第31号) 934
- 規 則
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第58号) 934
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第59号) 934
- ◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (第60号) 935
- ◇川崎市使用済自動車の再資源化等に

- 関する法律施行細則 (第61号) 936
- ◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (第62号) 939
- ◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則 (第63号) 939
- ◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (第64号) 942
- ◇川崎市福祉のまちづくり条例施行規則及び川崎市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則 (第65号) 942
- ◇川崎市エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第6項に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則 (第66号) 942
- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第67号) 943
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第68号) 943
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (第69号) 944
- ◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (第70号) 945
- 告 示
- ◇電線共同溝を整備すべき道路の指定 (第318号) 945
- ◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第319号) 946
- ◇結核予防法による指定医療機関の指定 (第320号) 948
- ◇川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定 (第321号) 948
- ◇自転車等放置禁止区域の指定 (第322号) 948
- ◇自転車等放置禁止区域の名称変更 (第323号) 949
- ◇専決処分した予算の公表について

2項の改正規定は公布の日又は同法附則第1条第8号に定める日のいずれか遅い日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第24号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第208号中「第31条の2第2項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ」に、「第62条の3第4項第12号ハ」を「第62条の3第4項第13号ハ」に改め、同条第209号及び第211号中「第31条の2第2項第13号ニ若しくは第62条の3第4項第13号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ若しくは第62条の3第4項第14号ニ」に改め、同条第217号中「第20条の2第9項」を「第20条の2第10項」に、「第38条の4第19項」を「第38条の4第20項」に改める。

第2条 川崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条中第230号を第231号とし、第169号から第229号までを1号ずつ繰り下げ、同条第168号中「第162号」を「第163号」に、「第166号」を「第167号」に改め、同条第169号とし、同条中第153号から第167号までを1号ずつ繰り下げ、第152号の次に次の1号を加える。

(153) 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第17条第2項の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の薬事法第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の手續として行う高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査 1件につき29,000円

第5条中「第2条第228号」を「第2条第229号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年10月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第25号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成

11年川崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第81条第1項中「資料等調査」の次に「（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定による調査の対象となる物質に係るものを除く。次項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定による調査を行った土地については、当該調査の対象となった物質に係る部分に限り、適用しない。

第81条の次に次の1条を加える。

（土壌調査等の結果に係る公表）

第81条の2 市長は、前条第2項の書面の提出があった場合において、次条第1項本文に規定する場合に該当すると認めるときは、土壌調査等の結果に関する事項について公表するものとする。

第87条第1項中「実施した者」の次に「（以下「調査等実施者」という。）」を加え、同条第2項中「事業者」を「調査等実施者は、事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、土壌汚染対策法の規定（第4条第2項を除く。）に基づく調査又は措置に係る記録を保管している者について準用する。この場合において、前項中「前項」とあるのは、「次項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第81条の次に1条を加える改正規定、第87条の改正規定及び次項の規定は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第81条の2の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に提出する新条例第81条第2項の書面について適用する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第26号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「道路」の次に「（法第43条第1項ただし書の規定により国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、市長が許可したものにあつては、当該許可に係る当該基準に定める空地、道又は通路を含む。第8条において同じ。）」を加え、同条第3項中「建築物の」の次に「敷地の」を加える。